

奨励賞規定

1. 本規定は日本 MRS（以下、本会）が学生および若手研究者に対して行う表彰に関して定めたものである。
2. 本表彰は、本会が定期的に行う年次大会で優秀な発表（口頭発表あるいはポスター発表）をした学生および若手研究者個人に「奨励賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。
3. 表彰対象は本会が定期的に行う年次大会で口頭発表あるいはポスター発表した学生および若手研究者であり、以下の全ての要件を満たす者とする。
(1)論文の登録発表者、(2)実際に発表した者、(3)発表申込時に若手奨励賞への申込をした者、(4)学生（学部学生、大学院修士課程・博士課程）または発表年の 12 月 31 日の時点で 40 歳未満の一般の研究者。
4. 選考委員会は、シンポジウム毎に表彰候補者の数の 10%程度を授受賞候補者として選び、表彰委員会が最終決定する。なお、10%程度を算出する際には、奨励賞に申込をした総数に対して 10%程度(小数点以下は六捨七入)とする。ただし、表彰候補者数、受賞候補者数のいずれにも招待講演者数を算入しない。
5. 理事会は表彰委員会の最終決定報告書を確認する。
6. 受賞者には会長名の賞状を授与し、受賞者氏名・所属を「日本 MRS ニュース」に公示する。
7. 受賞者にはダイジェスト(A4 英文 2 ページ)の提出を求める。査読後に MRS-J Bulletin に受賞者のダイジェストを掲載する。
8. 本規定は理事会の承認を経て改定することができる。

9. 本賞の英文名称は次の通りとする。

Award for Encouragement of Research in Materials Science;

The Materials Research Society of Japan

Copyright